

追 加 議 案（平成 30 年 9 月 26 日提出）

議 案 番 号

件

名

議第 74 号 平成 29 年度 人吉市歳入歳出決算認定について

報第 6 号 平成 29 年度人吉市一般会計継続費精算報告書の報告について

報第 7 号 健全化判断比率及び資金不足比率の報告について

報第 6 号

平成 29 年度人吉市一般会計継続費精算報告書の報告について

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 145 条第 2 項の規定により、継続費精算報告書を次のとおり報告する。

平成 30 年 9 月 26 日提出

人吉市長 松岡 隼人

平成29年度人吉市一般会計 経続費精算報告書

款 項	事 業 名	年 度	年 額	支 出 額			左 の 財 源			支 出 額			左 の 財 源			支 出 額			左 の 財 源				
				特 定 財 源			内 部 資 本			特 定 財 源			内 部 資 本			特 定 財 源			内 部 資 本				
				国 庫 支 出 金	地 方 債	そ の 他	円	国 庫 支 出 金	地 方 債	そ の 他	円	国 庫 支 出 金	地 方 債	そ の 他	円	国 庫 支 出 金	地 方 債	そ の 他	円	国 庫 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
10 教育費	5 社会教育費 埋蔵文化財本 調査に要する経 費	平成28年度	12,933,000				円	12,992,000	1,000	12,552,344	円	12,957,062	▲ 4,718	40,656	円	34,938	0	0	円	5,718	0	0	
		平成29年度	3,845,000				円			3,836,000	9,000	3,797,959		3,790,545	7,414	47,041		0	0	0	45,455	1,586	
		計	16,838,000	0	0	16,828,000	10,000	16,750,303	0	0	16,747,607	2,696	87,697	0	0	80,393	0	0	80,393	7,304			

健全化判断比率及び資金不足比率の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条及び第22条の規定により、平成29年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率を監査委員の意見を付けて次のとおり報告する。

平成30年9月26日提出

人吉市長 松岡 隼人

1 健全化判断比率

(単位：%)

区分	比率	早期健全化基準 (参考)	財政再生基準 (参考)
実質赤字比率	—	13.52	20.00
連結実質赤字比率	—	18.52	30.00
実質公債費比率	6.5	25.0	35.0
将来負担比率	39.6	350.0	

※表中「—」は、実質赤字及び連結実質赤字がないことを表す。

2 資金不足比率

(単位：%)

会計名称	比率	経営健全化基準 (参考)
水道事業特別会計	—	20.0
公共下水道事業特別会計	—	
工業用地造成事業特別会計	—	
国民宿舎特別会計	—	

※表中「—」は、資金不足がないことを表す。

人監第 168 号
平成30年9月7日

人吉市長 松岡隼人様

人吉市監査委員 井上祐太印

人吉市監査委員 犬童利夫印

財政健全化審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、平成29年度決算に基づく健全化判断比率及びその算定の基礎になる事項を記載した書類の審査を行ったので、その結果について次のとおり意見を提出する。

人吉市財政健全化審査意見書

第1 審査対象

平成29年度決算に基づく健全化判断比率

第2 審査期間

平成30年8月9日から同年8月22日まで

第3 審査の概要

審査に付された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかに主眼をおき、必要に応じて関係職員の説明や参考書類の提出を求め審査を行った。

第4 監査委員の除斥

健全化審査の実施にあたり、井上監査委員については、当該年度総務部長の職にあつたため、審査にあたってはその所管事項について、地方自治法第199条の2の規定により除斥とした。

第5 審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された下記、健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成しているものと認めた。

記

(単位：%)

健全化判断比率	平成29年度決算	早期健全化基準	備考
①実質赤字比率	—	13.52	実質赤字がない
②連結実質赤字比率	—	18.52	連結実質赤字がない
③実質公債費比率	6.5	25.0	
④将来負担比率	39.6	350.0	

(2) 個別意見

① 実質赤字比率について

平成29年度決算に基づく実質赤字比率は、「—%」となっており、早期健全化基準の13.52%と比較すると、これを下回っている。

② 連結実質赤字比率について

平成29年度決算に基づく連結実質赤字比率は、「—%」となっており、早期健全化基準の18.52%と比較すると、これを下回っている。

③ 実質公債費比率について

平成29年度決算に基づく実質公債費比率は、6.5%となっており、早期健全化基準の25.0%と比較すると、これを18.5ポイント下回っている。

また、前年度と比較すると0.3ポイント低くなっている。

④ 将来負担比率について

平成29年度決算に基づく将来負担比率は、39.6%となっており、早期健全化基準の350.0%と比較すると、これを310.4ポイント下回っている。

また、前年度と比較すると2.0ポイント高くなっている。

(3) 是正改善を要する事項

特に指摘すべき事項はない。

人監第 169 号
平成30年9月7日

人吉市長 松岡隼人様

人吉市監査委員 井上祐太



人吉市監査委員 犬童利夫



公営企業会計経営健全化審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、平成29年度決算に基づく資金不足比率及びその算定の基礎になる事項を記載した書類の審査を行ったので、その結果について次のとおり意見を提出する。

人吉市水道事業特別会計経営健全化審査意見書

第1 審査対象

平成29年度決算に基づく資金不足比率

第2 審査期間

平成30年8月9日から同年8月22日まで

第3 審査の方法

審査に付された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかに主眼をおき、必要に応じて関係職員の説明や参考書類の提出を求め審査を行った。

第4 審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された下記、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成しているものと認めた。

記

(単位：%)

比率名	平成29年度決算	経営健全化基準	備考
①資金不足比率	—	20.0	資金不足がない

(2) 個別意見

① 資金不足比率について

平成29年度決算に基づく資金不足比率は、「-%」となっており、経営健全化基準の20.0%と比較すると、これを下回っている。

(3) 是正改善を要する事項

特に指摘すべき事項はない。

人吉市公共下水道事業特別会計経営健全化審査意見書

第1 審査対象

平成29年度決算に基づく資金不足比率

第2 審査期間

平成30年8月9日から同年8月22日まで

第3 審査の方法

審査に付された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかに主眼をおき、必要に応じて関係職員の説明や参考書類の提出を求め審査を行った。

第4 審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された下記、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成しているものと認めた。

記

(単位：%)

比率名	平成29年度決算	経営健全化基準	備考
①資金不足比率	—	20.0	資金不足がない

(2) 個別意見

① 資金不足比率について

平成29年度決算に基づく資金不足比率は、「-%」となっており、経営健全化基準の20.0%と比較すると、これを下回っている。

(3) 是正改善を要する事項

特に指摘すべき事項はない。

人吉市工業用地造成事業特別会計経営健全化審査意見書

第1 審査対象

平成29年度決算に基づく資金不足比率

第2 審査期間

平成30年8月9日から同年8月22日まで

第3 審査の方法

審査に付された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかに主眼をおき、必要に応じて関係職員の説明や参考書類の提出を求め審査を行った。

第4 審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された下記、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成しているものと認めた。

記

(単位：%)

比率名	平成29年度決算	経営健全化基準	備考
①資金不足比率	—	20.0	資金不足がない

(2) 個別意見

① 資金不足比率について

平成29年度決算に基づく資金不足比率は、「-%」となっており、経営健全化基準の20.0%と比較すると、これを下回っている。

(3) 是正改善を要する事項

特に指摘すべき事項はない。

人吉市国民宿舎特別会計経営健全化審査意見書

第1 審査対象

平成29年度決算に基づく資金不足比率

第2 審査期間

平成30年8月9日から同年8月22日まで

第3 審査の方法

審査に付された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかに主眼をおき、必要に応じて関係職員の説明や参考書類の提出を求め審査を行った。

第4 審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された下記、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成しているものと認めた。

記

(単位：%)

比率名	平成29年度決算	経営健全化基準	備考
①資金不足比率	—	20.0	資金不足がない

(2) 個別意見

① 資金不足比率について

平成29年度決算に基づく資金不足比率は、「-%」となっており、経営健全化基準の20.0%と比較すると、これを下回っている。

(3) 是正改善を要する事項

特に指摘すべき事項はない。

